

令和5年度 事業計画書

概 要

関西労働衛生技術センターは、労働衛生の向上に寄与することを目的とし、職業性疾病の予防と、職場環境の適正化、労働衛生知識の普及・啓発を基本理念として設立され、労働安全衛生法に定める特殊健康診断及び一般健康診断、臨床検査技師等に関する法律に定める生体分析、作業環境測定法に定める作業環境測定及び作業環境測定士の登録講習など、公益性の高い事業を実施しております。

なお、化学物質管理の在り方が見直される中、屋内作業場において、継続的に金属アーク溶接等作業を行う際に発生する溶接ヒュームに係る濃度測定、当該作業に従事する労働者に対するマスクフィットテスト及び特殊健康診断（屋外作業場を含む。）並びにコンサルティング業務をワンストップで実施するなど、時代の要請に即した事業を展開しております。

また、産業医の化学物質管理に関する知識向上を図るため、日本医師会の産業医単位認定講習を開催するなど、公衆衛生医学の専門家の育成に貢献しております。

おって、今後もこれら事業を継続するとともに、更に労働衛生向上に寄与する事業を実施してまいります。

事 業

1 健康診断部門

- (1) 特殊健康診断に加え、一般健康診断を一体化して実施し、広く顧客の利便性向上を図るとともに、労働者の予防医学及び健康増進に努める。
- (2) 健康診断体制の整備、健康診断の効率化及び健康診断項目増加等に備えたシステムとし、顧客の要望に確実に応えるとともに、今後の顧客拡大への基盤強化を図る。
- (3) 経年年数の長い検査機器については、点検整備を綿密に行い、必要に応じて部品を交換し、分析精度の維持・向上に努める。

なお、費用対効果を考慮し、分析の委託等も視野に入れ、効率的な運用に努める。

- (4) 分析技術向上のため、(公社)全国労働衛生団体連合会の精度管理調査に参加するなど外部機関とのクロスチェック(精度管理試験)を行うとともに、

職員に外部機関主催の講習会等を受講させる。

- (5) 超音波検査技術の向上を図るとともに、労災二次健康診断や特別加入時健康診断の受入れ態勢の確保と健康診断内容の充実を図る。
- (6) 金属アーク溶接等作業を行う際に発生する溶接ヒュームに係る特殊健康診断の実施時に、事業者に対して、併せて濃度測定及びマスクフィットテストが必要である旨の周知を行う。

2 衛生検査部門（登録衛生検査所）

- (1) 健康診断部門において、血液・代謝物の分析技術の向上に努める。
- (2) 経年年数の長い検査機器については、点検整備を綿密に行い、必要に応じて部品を交換し、分析精度の維持・向上に努める。
なお、費用対効果を考慮し、分析の委託等も視野に入れ、効率的な運用に努める。
- (3) 外部研修への参加などにより、臨床検査技師等の技能向上に努める。

3 作業環境測定部門

- (1) 作業環境測定の結果、改善を要する区分と判定された場合などには、コンサルティングを行い、作業場の環境改善に協力する。
- (2) 必要な作業環境測定機器については、計画的に購入し、整備点検を綿密に行い、分析精度の維持・向上に努める。
- (3) （公社）日本作業環境測定協会等が実施する外部研修や部会に積極的に参加し、測定技術の向上に努める。
- (4) 溶接ヒューム等に関する作業環境測定の実施方法に、新たに個人サンプリング法による測定方法が追加されたことに伴い、測定技術の向上を図るとともに、顧客の要請に的確に対応していく。
- (5) 溶接ヒュームに係る濃度測定を行う際には、事業者に対して、併せてマスクフィットテスト及び特殊健康診断が必要である旨の周知を行う。
- (6) 今後、一定の要件を備えた作業環境測定士について、作業環境改善が必要となる事業場に対するコンサルティング業務が認められることから、あらかじめリスクアセスメント等に関する知識の習得等幅の広い知見を身に着けるべく、自己啓発に努める。

4 講習部門

- (1) 受講希望者が、受講したい講習の申込み状況を容易に把握することができるよう、ホームページを充実させる等、受講希望者の利便性向上を更に図っていく。

- (2) 作業環境測定の実験が豊富で、多くの知見と高い測定技術を有している職員を、作業環境測定士登録講習の講師に採用し、その知識と技術を受講生に伝えていく。また、講習内容の充実と測定技術の伝承を図る。
- (3) 外部講師については、作業環境測定士としての実務経験が豊富な人、労働衛生コンサルタントとしての業績が豊富な人、産業医としての業績が高い人など、優秀な人材を採用し、講習内容の充実を図る。
- (4) 講習については、作業環境測定士登録講習、産業医単位認定講習を実施するほか、化学物質管理専門家講習実施に向け、講師の確保等実施体制の充実を図る。
- (5) 当センタービル内で施設を貸与している(公社)大阪労働基準連合会等労働安全衛生法に関する事業を行う法人に協力し、これら法人の行う労働安全衛生に関する講習を支援し、労働衛生技術の普及啓発に努める。

5 共通事項

- (1) 健康経営に取り組み、引き続き健康経営優良法人の認定取得に努める。
- (2) 事務所の建物、老朽化した設備等について、必要に応じて補修や更新を行い、事業の安定化と利用者の利便性の向上を図る。
- (3) 事務所のOA化推進に伴い、情報セキュリティの更なる強化に努める。
- (4) 職員の能力向上と自己啓発の一環として、公的資格取得を推奨するための環境整備に努める。
- (5) ホームページに、行政等が発信する最新情報を適宜掲載する等労働衛生、作業環境測定、特殊健康診断及び講習等に関する情報を積極的に提供する。
- (6) ホームページやリーフレットを活用することにより、当センターの公益性、利便性及び信頼性等を広く周知し、顧客の拡大に努める。

以 上